

鞍手町最低制限価格制度実施要綱

令和元年 8 月 29 日 鞍手町告示第 98 号
改正 令和 4 年 5 月 26 日 告示第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 最低制限価格制度は、町が発注する建設工事等（鞍手町競争入札等に関する基本的事項を定める規則（平成 31 年鞍手町規則第 5 号）第 8 条表中の建設工事等及びその他の事業において、最低制限価格を設定するものをいう。）に係る競争入札を対象とする。

(最低制限価格の算出方法)

第 3 条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜」という。）。）の合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た額（以下これらを「消費税及び地方消費税の額」という。）を加えた額とする。ただし、算定された合計額（税抜）が予定価格（税抜）に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜）に 100 分の 92 を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とし、予定価格（税抜）に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格（税抜）に 100 分の 75 を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 100 分の 68 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、前項により算定された額（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た割合が過去 5 年間に於ける同一工種の請負契約に係る競争入札の落札率の平均（以下「平均落札率」という。）を上回る場合は、予定価格（税抜）に平均落札率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。

3 第 1 項各号に掲げる額において、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、第 1 項又は前項で算出した額において、千円未

満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月26日告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前に入札の公告又は入札者の指名通知を行っている同日以後の契約については、なお従前の例による。